

転ばぬ先のかわら版 vol.3 平成23年春号

発行：千葉司法書士会 法教育推進委員会

自分の身のまわりの人を勧誘することで組織を拡大し、最初は被害者であった本人が気づかないうちに加害者になってしまい、大切な人間関係を破壊してしまうこともあるマルチ商法の事例を紹介します。

大学生がもうかると勧誘され、契約した事例（マルチ商法）

A大学で同じ学科の友人から「いいアルバイトがある」と誘われた。誰にでもできる仕事で、同年齢の人でも数カ月で何百万円も稼ぐ人がいるとのことである。その後、友人と一緒にQ社の説明会に参加することになり、約1時間、事業内容や活動状況等の説明を聞いた。説明会の最後に、仕事をするには約30万円の契約料が必要で、その契約料を払えば、Q社の収益の30%を契約者で分け合う権利が手に入るとの話だった。説明会終了後、ファミリーレストランでマネジャーから更に説明を受けた。自分にはお金が用意できないので断ろうと思っていたところ、友人から「私は消費者金融から借りたよ」と言われた。不安だったが友人もやっているので「大丈夫だろう」と契約する決心をした。翌日、友人と消費者金融に行き、契約書に記入するに当たっては、友人の指示どおりに、職業は学生ではなくアルバイトとし、年収は200万円、ショッピングの目的で借りることなどと偽った上で会員登録の申込をし、30万円を借りた。



しかし、その後、勧誘時に説明された内容とは異なり、マルチ商法だと分かった。友人の勧誘もうまくいかず、消費者金融への返済も苦しくなり、Q社に解約を申し入れたが、「一切返金できない」という回答の手紙が届いた。

（独立行政法人国民生活センターHP紹介事例を編集）

解約できないの？（解説）

学生が学生を勧誘し、嘘をついて消費者金融から融資を受けさせ、契約させるという強引な勧誘をしています。このことは、消費者との取引では事業者は「お客の知識・経験・財産の状況に適しない勧誘をしてはならない」という取引のルールに反しています。契約書の控えを渡さず、また勧誘の時にお金を出せばもうかると事実とは言えない説明があつて、その説明を信じて契約していますからクーリング・オフが可能です。

被害に遭わないためには・・・

マルチ商法とは、このビジネスを始めた人が次々と下に子会員を作って商品を販売していくことにより、上部の会員が利益を得られる仕組みです。しかしこのビジネスでは、商品の販売より販売員を勧誘することが主目的です。販売員が増加し続けることで、会員が利益を得るところに特徴がありますが、現実には人口には限りがあるので、販売員が限りなく増えつづけることはありません。そのため、マルチ商法に参加した多くの人達は、参加するための出費や負担をするだけで、ほとんど利益が得られないという、とても危険な商法です。

そんなに簡単に儲かる話はないと思ってきっぱり断りましょう。また、この学生も被害者の一人ということになりますが、もし、この学生が友人の勧誘に成功していた場合には、だまそうという意識がなかったとしても、加害者として責任を追及される可能性もあります。このように、人間関係のトラブルに発展することも少なくありません。

もし被害にあってしまったら・・・

一日も早く消費生活センターや弁護士・司法書士に相談しましょう。早ければ早いほど、被害の拡大を防ぐことができます。

※お問い合わせ先：千葉司法書士会事務局 043-246-2666

